

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

「新型コロナウイルス感染症対策～感染拡大防止と社会経済活動の両立～」について

全国、本県ともに、現在の感染レベルは今年最も落ち着いた状態となっています。これは、発症予防効果の高いワクチン接種が進んだことに加え、マスク着用をはじめとする基本的な感染防止対策が徹底された結果と考えられます。

一方で、南アフリカなどで確認された新たな変異株「オミクロン株」がWHOに「懸念される変異株」に指定される状況があり、また今後、年末年始という人流が活発化する時期を迎える中で、引き続き、状況を注視しつつ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る必要があります。

このため、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症対策～感染拡大防止と社会経済活動の両立～」を決定したところです。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記により感染拡大防止対策の継続をお願いします。

記

1 基本的な感染防止対策の継続について

県内の感染状況は落ち着いておりますが、一方で高齢者施設が関係する新たなクラスターが発生しています。各事業所・施設におかれては、すべての関係職員に対して、基本的な感染防止対策（マスク着用、手洗い、三密回避、こまめな換気、体調不良時の行動ストップ）の継続をお願いします。

2 すべての関係職員の体調管理の継続について

各事業所・施設におかれては、外部委託の職員なども含め、当該施設内で従事するすべての関係職員について、体調不良がある場合に出勤することが無いよう、「ぎふコロナガード」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）を中心に、体調管理の継続と、無理をして出勤しない職場の雰囲気づくりをお願いします。

[添付資料]

- ・「新型コロナウイルス感染症対策～感染拡大防止と社会経済活動の両立～」(令和3年11月29日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		